令和6年門真市教育委員会第9回定例会

門真市教育委員会

門真市教育委員会第9回定例会令和6年9月30日(月)午後2時本館2階大会議室

日	程	事(	牛 番	号	件名	ページ
第	1				会議録署名委員の指名	_
第	2				会期の決定	
第	3	承認	忍第 6	5 号	臨時代理による事務処理の承認について (令和6年門真市議会議案第62号「門真市立図書館条例の一 部改正について」に関する意見聴取について)	1
第	4	承認	忍第 7	7 号	臨時代理による事務処理の承認について (動産(小学校用指導書)の取得(追認)の申出について)	8
第	5	承認	忍第 8	3 号	臨時代理による事務処理の承認について (動産(小学校用指導書)の取得(追認)の申出について)	9
第	6	議案	≷第2	8号	動産(中学校用指導書)の取得の申出について(追認)	10
第	7	議案	₹第2	9号	令和7年度大阪府新学力テスト(愛称:小学生すくすく ウォッチ)の参加について	11
第	8	議案	₹第3	0号	令和6年度門真市教育功労者の表彰について	18
第	9	諸	報	告		27

#### 承認第6号

臨時代理による事務処理の承認について (令和6年門真市議会議案第62号「門真市立図書館条例の一部 改正について」に関する意見聴取について)

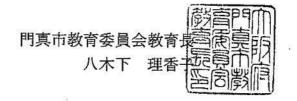
門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則(昭和51年門真市教育委員会規則第20号)第3条第1項の規定に基づき、「門真市立図書館条例の一部改正」による「門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正」に係る意見聴取に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和6年9月30日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

門教総第1023号令和6年9月5日

門真市議会議長 池田 治子 様



議案第62号「門真市立図書館条例の一部改正について」に関する意見聴取について(回答)

令和6年8月29日付け門議第308号で意見聴取がありました件につきまして、 次のとおり回答いたします。

記

「門真市立図書館条例の一部改正」による「門真市地方教育行政の組織及び 運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の 一部改正」について同意いたします。

門 議 第 308号 令和6年8月29日

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子 様



議案第62号「門真市立図書館条例の一部改正について」に関する意見聴取について

「門真市立図書館条例の一部改正について」の議決をする前に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

### 門真市立図書館条例の一部を改正する条例

門真市立図書館条例(令和2年門真市条例第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように 改正する。

改正後 改正前 (設置等) (設置等)

第2条 図書、記録その他必要な資料を収集 第2条 図書、記録その他必要な資料を収集 その教養、調査研究、レクリエーション等
その教養、調査研究、レクリエーション等 に資するため、門真市立図書館(以下「図 書館」という。)を次のとおり設置する。

<u>名称</u>	<u>位置</u>
門真市立北島図書	門真市大字北島546番
館	地
門真市立門真図書	門真市新橋町3番4-
館	  101号

2 門真市立北島図書館は、中央館として図2 図書館に次の分館を置く。 書館を統括する。

し、整理し、保存して、市民の利用に供し、し、整理し、保存して、市民の利用に供し、 に資するため、門真市立図書館(以下「図 書館」という。)を門真市新橋町3番4-101号に設置する。

<u>1017/10</u> KE/00	

<u>名称</u>	位置
門真市立図書館門真	門真市大字北島546
市民プラザ分館	番地

(職員)

第4条 図書館に館長その他必要な職員を置第4条 図書館に館長、分館長その他必要な くことができる。

(開館時間)

|**第5条 図書館の開館時間は、次の表のとお|第5条 図書館の開館時間は、次の表のとお**| るときは、図書館の開館時間を変更するこ とができる。

区分	開館時間
門真市立北島図	午前10時から午後7時
書館	まで
門真市立門真図	午前10時から午後7時
書館	(日曜日にあっては午
	後5時、土曜日にあって
	は午後6時)まで
備老	室の利用時間は 午前10

(職員)

職員を置くことができる。

(開館時間)

りとする。ただし、市長が特に必要と認めりとする。ただし、市長が特に必要と認め るときは、図書館の開館時間を変更するこ とができる。

区分	開館時間
門真市立図書館	午前10時から午後7時
	(日曜日にあっては午
	後5時、土曜日にあって
	は午後6時)まで
門真市立図書館	午前10時から午後7時
門真市民プラザ	まで
分館	
/# # DD #	

| 参考資料室の利用時間は、午前10 | | |備考 | 門真市立図書館のうち参考資料室|

改正後 改正前

時から午後6時(日曜日にあっては、 午後5時)までとする。

の利用時間は、午前10時から午後6時 (日曜日にあっては、午後5時) まで とする。

(休館日)

(休館日)

**|第6条 図書館の休館日は、次の表のとおり|第6条 図書館の休館日は、次の表のとおり** とする。ただし、市長が特に必要と認める ときは、休館日に開館し、又は臨時に休館 することができる

とする。ただし、市長が特に必要と認める ときは、休館日に開館し、又は臨時に休館 することができる。

することか ぐき	: つ。
区分	<u>休館日</u>
門真市立北島	<u> (1)</u>   <u> 木曜日</u>
図書館	(2) 毎月第4金曜日
	(3) 12月29日から翌年の
	<u>1月4日までの日((1)</u>
	に掲げる日を除く。)
	4 特別整理期間
門真市立門真	(1) 月曜日
図書館	(2) 国民の祝日に関する
	法律(昭和23年法律第
	178号) に規定する休日
	(その日が日曜日に当
	たる場合を除く。 <u>)</u>
	(3) 毎月第4金曜日
	(4) 12月29日から翌年の
	1月4日までの日((1)
	に掲げる日を除く。)
	(5) 特別整理期間

<u>区分</u>	<u>休館日</u>
門真市立図書	(1) 月曜日
館	(2) <u>国民の祝日に関する</u>
	法律(昭和23年法律第
	178号)に規定する休日
	(その日が日曜日に当
	たる場合を除く。)
	(3) 毎月第4金曜日
	( <u>4</u> ) 12月29日から翌年の
	1月4日までの日((1)
	に掲げる日を除く。)
	(5) 特別整理期間
門真市立図書	(1) 木曜日
館門真市民プ	② 毎月第4金曜日
ラザ分館	(3) 12月29日から翌年の
	1月4日までの日((1)
	に掲げる日を除く。)
	(4) 特別整理期間

### 附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年3月1日から施行する。

(門真市立門真市民プラザ条例の一部改正)

2 門真市立門真市民プラザ条例(平成24年門真市条例第6号)の一部を次のように改正 する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう に改正する。

	改正後		改正前			
(構用	战施設)		(構反	戈施設)		
第2条 プラザを構成する施設(以下「構成				プラザを構成する施設	(以下	「構成

施設」という。)の名称及び位置は、次の 施設」という。)の名称及び位置は、次の 表のとおりとする。 表のとおりとする。

改正	改正	前	
構成施設の名称	位置	構成施設の名称	
≀ 略		~略	
門真市立北島図書館	m&z	門真市立図書館門真	
	略	市民プラザ分館	
≀ 略		〉略	

(指定管理者による管理)

(指定管理者による管理)

第67号)第244条の2第3項の規定に基づ き、法人その他の団体であって市長が指定 するもの(以下「指定管理者」という。) にプラザ(門真市立北島図書館、門真市立 市民公益活動支援センター及び門真市立こ ども発達支援センターを除く。以下「指定 管理施設」という。) の管理を行わせるこ とができる。

(門真市立北島図書館)

1号)の定めるところによる。

|第4条 市長は、地方自治法(昭和22年法律|第4条 市長は、地方自治法(昭和22年法律| 第67号) 第244条の2第3項の規定に基づ き、法人その他の団体であって市長が指定 するもの(以下「指定管理者」という。) にプラザ(門真市立図書館門真市民プラザ 分館、門真市立市民公益活動支援センター 及び門真市立こども発達支援センターを 除く。以下「指定管理施設」という。)の 管理を行わせることができる。

位置

略

(門真市立図書館門真市民プラザ分館)

**|第34条 門真市立北島図書館については、門第34条 門真市立図書館門真市民プラザ分館** 真市立図書館条例(令和2年門真市条例第)については、門真市立図書館条例(昭和51 年門真市条例第34号)の定めるところによ る。

(門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権 限の特例に関する条例の一部改正)

3 門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権 限の特例に関する条例(平成28年門真市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう に改正する。

## 改正後

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ものとする。

(1) 門真市立図書館、門真市立公民館、門 真市立歴史資料館、門真市立青少年活動 センター及び門真市立生涯学習センター (以下「特定社会教育機関」という。) の設置、管理及び廃止に関すること(法 第21条第7号から第9号まで及び第12号 に掲げる事務のうち、特定社会教育機関

#### 改正前

(昭和31年法律第162号。以下「法」という。) (昭和31年法律第162号。以下「法」という。) 第23条第1項の規定により市長が管理し、及第23条第1項の規定により市長が管理し、及 び執行する教育に関する事務は、次に掲げるIび執行する教育に関する事務は、次に掲げる ものとする。

> (1) 門真市立図書館(分館を含む。)、門 真市立公民館、門真市立歴史資料館、門 真市立青少年活動センター及び門真市立 生涯学習センター(以下「特定社会教育 機関」という。)の設置、管理及び廃止 | に関すること(法第21条第7号から第9| 号まで及び第12号に掲げる事務のうち、

改正後	改正前
のみに係るものを含む。)。	特定社会教育機関のみに係るものを含
	t. ) .
(2)~(3) 略	(2)~(3) 略

### 承認第7号

## 臨時代理による事務処理の承認について (動産(小学校用指導書)の取得(追認)の申出について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則(昭和51年門真市教育委員会規則第20号)第3条第1項の規定に基づき、動産の取得の申出に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和6年9月30日 提出

門真教育委員会教育長 八木下 理香子

記

1 取得する動産 小学校用指導書 1,703冊

2 取得価額 24,851,530円

3 取得の相手方 門真市幸福町11番9号

株式会社かたの書房門真支店

代表取締役 冨田 正彦

4 契 約 日 令和2年4月1日

## 承認第8号

## 臨時代理による事務処理の承認について (動産(小学校用指導書)の取得(追認)の申出について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則(昭和51年門真市教育委員会規則第20号)第3条第1項の規定に基づき、動産の取得の申出に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和6年9月30日 提出

門真教育委員会教育長 八木下 理香子

記

1 取得する動産 小学校用指導書 1,793冊

2 取得価額 34,549,460円

3 取得の相手方 門真市幸福町15番15号

株式会社かたの書房門真支店

代表取締役 冨田 多恵子

4 契 約 日 令和6年4月1日

### 議案第28号

動産(中学校用指導書)の取得の申出について(追認)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則(昭和51年門真市教育委員会規則 第20号)第1条第3号の規定により、動産の取得を次のとおり門真市長に申し出たこ とについて、教育委員会の議決(追認)を求める。

令和6年9月30日 提出

門真教育委員会教育長 八木下 理香子

記

1 取得する動産 中学校用指導書 439冊

2 取得価額 15,788,850円

3 取得の相手方 門真市幸福町11番9号

株式会社かたの書房門真支店

代表取締役 冨田 正彦

4 契約日 令和3年4月2日

### 議案第29号

令和7年度大阪府新学力テスト(愛称:小学生すくすくウォッチ)の参加について

令和7年度大阪府新学力テスト(愛称:小学生すくすくウォッチ)の参加について、 教育委員会の議決を求める。

令和6年9月30日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

## 提案理由

「令和7年度大阪府新学力テスト(愛称:小学生すくすくウォッチ)に関する実施 要領」に基づき、テストに参加するにつき、本案を提出するものである。

## 令和7年度 小学生すくすくウォッチ 実施要領

#### 趣旨・目的

子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力及び問題発見・解決能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的とする。

その目的を達成するため、小学生すくすくウォッチの実施を通して、子ども、家庭、学校、 市町村教育委員会、大阪府教育委員会は、問題及びアンケートの結果や分析等から、以下の取 組みの充実に努める。

## (1) 児童

自分の学びをふりかえり自らの強みや弱みなどを知って新たな目標をたて、強みをのば すことや課題を克服すること等に取り組む。

#### (2) 家庭

子どもの伸びや課題を知り、子どもを誉め、励ます等によって、子どもを支援する。

### (3) 学校

- 教員が、子ども一人ひとりの学びに対する思いや強み弱みを知り、一人ひとりの実態に 合わせた指導を行う。
- ② 教員が、授業等の指導改善を図る。
- 教員が、学習の基盤となる集団づくり等の取組みを充実させる。
- 学校全体として、教員一人ひとりの指導の充実を図るための校内研修等の工夫を図る。

#### (4) 市町村教育委員会

- の 各学校の状況を把握し、提供された分析資料を参考に適切な指導・助言を行う。
- ② 市町村の状況に応じた教育の充実のため、施策を推進する。

#### (5) 大阪府教育委員会

- 出題する問題やアンケート項目及びその解説を通じて、今求められる学力や、その指導のポイント等について具体的に示す。
- ② 今後の取組みの参考となる分析資料を各児童、各学校、各市町村教育委員会へ提供する。
- ③ 府全体の状況を把握し、課題に対応するための取組みを推進する。

### 2 問題及びアンケートの内容等

#### (1) 児童

#### の 対象

府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校 小学部の第5学年、第6学年の全児童。

#### ② 実施内容

ア 第5学年は、国語、算数、理科及び教科横断型問題、第6学年は、教科横断型問題とする。

- ・ 出題範囲は、「小学校学習指導要領 (平成29年告示)」に示された内容で、各 学年とも原則として前学年までの学習内容
- ・ 教科問題については、当該学年までに定着すべき学習内容で、基礎的な知識及 び技能とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断 力、表現力を問う問題等
- ・ 教科横断型問題については、特定の教科の枠にとらわれず、複数の文書や資料 から情報を読み取ったり、問いに対して判断の根拠や理由を明確にして自身の考 えを表現したりする力を問う問題等
- 出題形式は、選択式及び短答式に加え、記述式

## イ 児童アンケート

児童自身の目標に向かって頑張る力、気もちをコントロールする力、人と関わる力、次の学びや生活にいかす力、好奇心等に関する内容や、学習状況、学級や授業等に関する意識等のアンケートを実施する。

その際、学校のPC・タブレット等の端末を活用し、オンラインによる回答方式に て実施する。なお、障がいのある児童等において配慮が必要な場合は、紙による回答 方式を選択することができる。

### (2) 教員

の 対象

府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校小学部の第5学年、第6学年の学級担任及び当該学年に関わる教員等。

② 実施内容

教員アンケート

教員自身の授業や指導、学校や学級の様子や取組み等に関するアンケートを学校 PC・タブレット等の端末を活用したオンラインによる回答方式にて実施する。

- 3 問題及びアンケートの実施期間・場所・時間
  - (1) 実施期間

令和7年4月16日(水)~4月24日(木)とする。実施日は各学校が決定する。

- (2) 実施場所及び時間
  - ① 実施場所は、各学校とする。
  - 問題及び児童アンケートの時間は、以下のとおりとする。

- ア 国語、算数、理科は、それぞれ20分とする。
- イ 教科横断型問題は、40分とする。
- ウ 児童アンケートは20分程度とするが、学校のPC・タブレット等の端末を活用した オンラインによる回答方式にて実施することをふまえ、各学校等の状況に応じて適切 な時間を設定するものとする。
- 教員アンケートは、(1)に記載した実施期間のうち任意の時間に実施する。

#### 4 問題・アンケートの作成及び実施並びにその後の取組みの実施体制

- (1) 問題・アンケートの作成にあたっては、府内市町村教育委員会との協議をふまえ、読解力や情報活用能力などの育成に関する有識者、教育心理学・認知心理学などに関する有識者、 大阪府教育センター、大阪府教育庁の代表者により構成された問題及びアンケート作成のワーキングチームにより協議のうえ作成する。
- (2) 大阪府教育委員会は、問題・アンケートの実施に関わり、問題冊子等の作成・配送・回収、結果の採点・集計・分析、教育委員会・学校への結果の提供作業等を行う。
- (3) 市町村教育委員会は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、設置管理する学校からの相談に対応する等の実施体制を整備する。
- (4) 学校は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、適切に実施する。
- (5) 結果の分析を受けて、大阪府教育委員会及び市町村教育委員会の代表者で、その後の必要な取組みを協議し、それぞれの立場から協力して取組みを進めていく。
  - \* 大阪府教育委員会は問題・アンケートの作成及び実施にあたり、業務の一部を民間機関 に委託する。

#### 5 問題及びアンケート結果の取扱い

- (1) 結果分析
  - ① 問題の結果分析
    - ア 国語、算数、理科、教科横断型問題(以下、「各教科」という。)の状況(観点別正答率、通過率等)
    - イ 各教科の設問ごとの状況(正答率、解答類型別児童の割合、通過率 等)
  - ② アンケートの結果分析
    - ア 児童アンケート及び教員アンケートの回答状況
    - イ 児童アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析
    - ウ 教員アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析
    - エ 教員アンケートの回答状況と児童アンケートの回答状況との相関関係の分析
  - ② その他、小学生すくすくウォッチの目的の達成に資する分析 なお、全国学力・学習状況調査結果を同様に分析した結果の提供も行う。

## (2) 提供資料

① 児童

自身の結果とともに、強みや弱み、今後のアドバイスを記載した個人票

- ② 学校
  - ア 当該学校全体、学年ごと、学級ごとの状況を表すデータ
  - イ 各児童の状況を表すデータ
  - ウ 各児童に関する個人票データ
  - エ 各児童の結果を経年で比較し、学力の変化を表やグラフで示した個人票を作成できるシステム
  - オ その他、小学生すくすくウォッチの目的の達成に資する結果データ
- ③ 市町村教育委員会
  - ア 学校に提供したデータ
  - イ 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況を表すデータ
  - ウ 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況を表すデータ
  - エ その他、小学生すくすくウォッチの目的の達成に資する結果データ
- (3) 教育委員会及び学校による各教科及びアンケート結果の公表

各教科及びアンケート結果については、小学生すくすくウォッチの目的を達成するために、教育委員会や学校が、教育施策及び教育について、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことも重要であることを踏まえ、以下のとおりとする。

- 市町村教育委員会は、小学生すくすくウォッチの趣旨に基づき、域内の状況にかかる 結果や取組みの説明に努める。

また、自らが設置管理する学校の結果については、それぞれの判断において公表することは可能とする。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

- ⑤ 学校は、保護者等に自校の結果について、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的を達成するために、公表することは可能とする。
- (4) 各教科及びアンケート結果の取扱いに関する配慮事項

各教科及びアンケート結果については、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的を達成する ため、適切に取り扱うものとすること。

各教科及びアンケート結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、児童等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないようにすること。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続き等は以下のとおりとする。

- 公表にあたっては、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づき、教育上の効果や 影響等を考慮した上で、適切な内容と方法で行うこと。
- ② 各教科及びアンケート結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均点 などの数値のみの公表は行わず、各教科及びアンケート結果の分析を踏まえた取組み や、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた今後の方策を示すこと。
- ⑤ 市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにした各教科及びアンケート結果について 公表を行う場合、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分協議すること。 なお、数値を一覧にした公表や数値により順位を付した公表などは行わないこと。
- ① 大阪府教育委員会は、学校ごと(設置管理する小学校が1校しかない町村にあっては、町ごと又は村ごと)の各教科及びアンケート結果については、大阪府情報公開条例第8条第1項第4号の規定を根拠として、同条例における非公開情報として取り扱うこととする。なお、学校名を明らかにしない公開であっても同様とする。

また、市町村教育委員会は、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく規定を根拠とし、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応すること。

### 6 各教科及びアンケート結果の活用

各教科及びアンケートの結果から小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを 進めるにあたり、以下の取組みの推進に努めることとする。

- (1) 教員は、個人票等を活用し、児童一人ひとりが小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを推進できるよう、児童、保護者等に説明し、その後の指導にいかすこと。
- (2) 学校は、教員の指導の充実を図るための校内研修等を開催するなど、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、授業等の指導改善及び学習の基盤となる集団づくり等の取組みを進めること。
- (3) 市町村教育委員会は、教員研修や学力向上担当者会等を開催するなど、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、教育施策および教育の改善を進めること。
- (4) 大阪府教育委員会は、小学生すくすくウォッチの解説資料や事後の指導のための資料を提示するなど、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みの参考にできるものを 具体的に示す等、学校、市町村教育委員会の支援策を進めること。

#### 7 留意事項

- (1) 各教科及びアンケートは、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施する。
- (2) 市町村教育委員会及び学校においては、各教科及びアンケートの実施に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- (3) 市町村教育委員会及び学校においては、提供された各教科及びアンケート結果等につい

て、本実施要領に基づいて適切に活用するとともに、管理を徹底すること。

(4) 大阪府教育委員会は、各教科の結果等を活用して、各児童が自身の学力の経年変化を、進学する府内公立中学校・支援学校でも引き続き見取ることができる個人票を作成するシステムを各学校に提供する。各学校においては設置者の判断により学校間で情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、個別の指導や支援につなげること。

#### (5) 個人情報の保護

- 大阪府教育委員会及び大阪府教育委員会が委託した民間機関は、児童・教員の個人名 等を取得しない方法を用いること。
- ② 市町村教育委員会及び学校は、実施に際して知り得た個人情報について、それぞれが 遵守すべき個人情報保護関連法令又は地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り 扱うこと。

#### (6) 教育課程上の位置付け

教育課程上の位置付けについては、市町村教育委員会及び学校の判断により、当該教科の授業時数の単位時間の一部として取り扱うことができる。また、アンケートについては、特別活動(学級活動)の一部として取り扱うことができる。しかし、教科横断型問題については、その性格上、その実施のみをもって特定の教科等として教育課程上、位置づけることはできない。

(7) 障がいのある児童への配慮及び対応

障がいのある児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童の障がいの種類や程度に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

(8) 日本語指導が必要な児童への配慮及び対応

日本語指導が必要な児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、 当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

(9) その他、支援が必要な児童への配慮

支援が必要な児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の状況に応じて、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。

(10) 実施マニュアルの作成・配付

具体的な実施方法等については、別途示す。

## 議案第30号

## 令和6年度門真市教育功労者の表彰について

門真市教育委員会表彰規程(昭和28年教育委員会規程第1号)の規定に基づき、次の者を令和6年度門真市教育功労者として表彰するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和6年9月30日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

## 提案理由

教育功労者を令和6年11月3日の「文化の日」に表彰するにつき、本案を提出するものである。

規	程	要領	団体及び役職名 (推薦団体等名)	氏 名 生年月日 (年齢はR6.11.3現在)	業	績	主な活動・経歴
第 1 条	第 6 号	第 2 条 (1)					
教育委員会事務局及び委員会の所管に属する学校等の職員	その他委員会が表彰するのが適当であると認める業績又は行為の	本市立学校の学校医、学校歯科医、又は学校薬剤師 20年以上					
	あった者						

規程 要領	団体及び役職名 (推薦団体等名)	氏 名 生年月日 (年齢はR6.11.3現在)	業績	主な活動・経歴
規 第2条 委員会の所管に属する学校等の生徒、児童又は園児程 第3号 その他委員会が表彰するのが適当であると認める成績又は行為要 第2条② は準優勝、地区大会を経て大阪府大会で終わる競技で優勝	(推薦団体等名)	生年月日 (年齢はR6.11.3現在)	業	主な活動・経歴
の あった 者   				

規	程	要領	団体及び役職名 (推薦団体等名)	氏 名 生年月日 (年齢はR6.11.3現在)	業	績	主な活動・経歴
第 3 条	第 3 号	第 2 条 (3)					
在住・在勤の者及び公私の団体に所属する者	その他委員会が表彰するのが適当であると認める成績又は行為のあった者	3 イ 同等の成績を収めたもの					
	<b>1</b>						

規程	要領	団体及び役職名 (推薦団体等名)	氏 名 生年月日 (年齢はR6.11.3現在)	業	績	主な活動・経歴
住・在勤の者及び公私の団体に所属する者の他委員会が表彰するのが適当であると認める成績又	第2条3	(推薦凶怪寺石)	(年齢はR6. 11. 3現在)			

## 諸 報 告

番号	報告事項
1	いじめ重大事態に係る損害賠償請求訴訟について